

# 第8章 水を育む活動をみんなで広げよう

## (生活排水対策に係る広報啓発等)

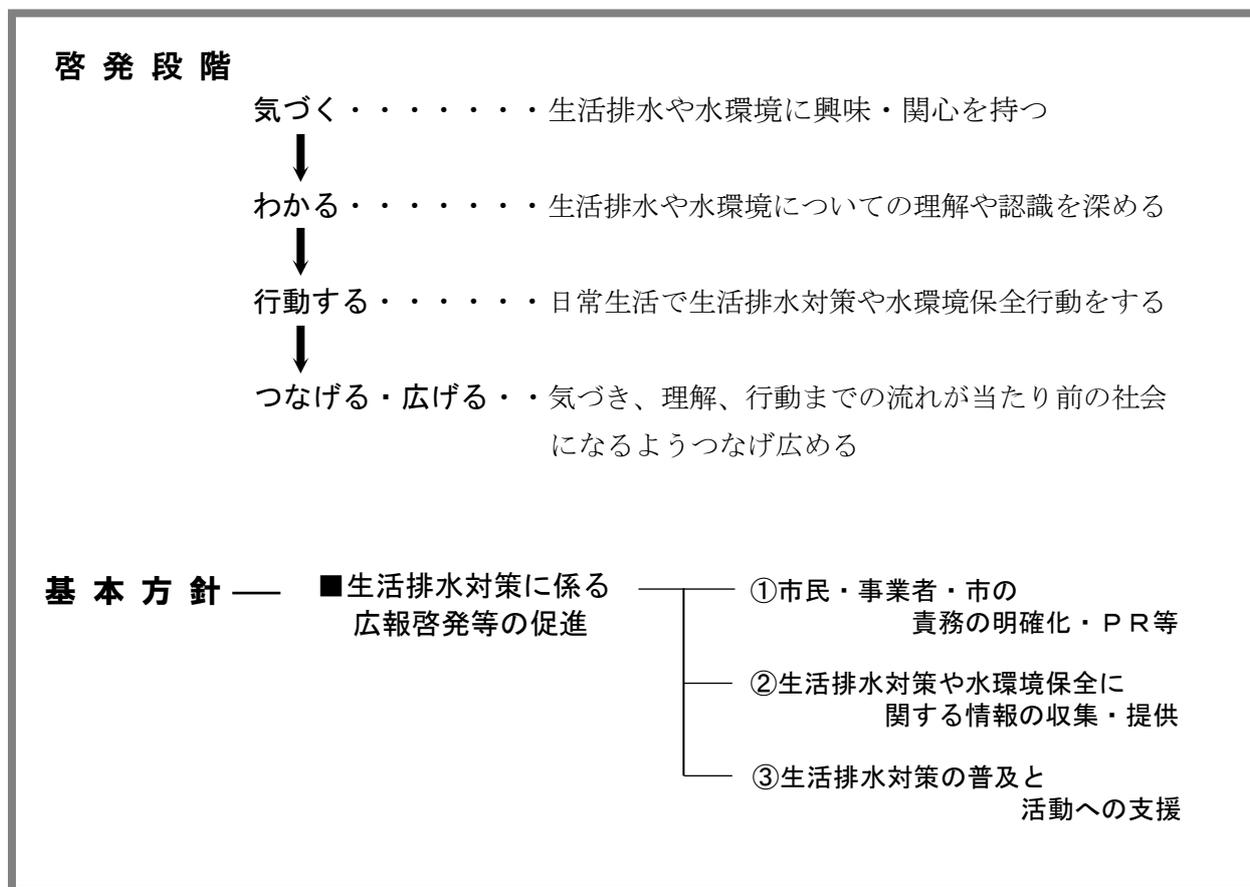
### 1. 生活排水対策に係る啓発活動等に関する基本方針

生活排水に係る問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることによって、はじめて達成されるものです。このためには、市民、事業者、市が互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力して取り組んでいく関係者のパートナーシップを確立するしくみが重要です。

本市では、生活排水対策に係る啓発等について、次に示す啓発段階、基本方針（施策の方向）に沿って、取り組んでいく予定です。

あわせて、生活排水対策に関する活動の成果の評価を行い、次の施策へ展開できるよう努めます。

#### ◆生活排水対策に係る啓発等の基本方針◆



## 2. 市民・事業者・市の責務の明確化・PR等

生活排水対策を伝えるとき、まず、そのために何をすべきか、自分にはどんな役割・責務があるのかを知り、理解することが第一歩です。ここでは、流域関連公共下水道等の整備状況を勘案した市民の責務及び事業者、市の責務を記載します。

### (1) 市民の責務

#### ●共通の責務

- ・生活排水対策に係る自主的活動の実施
- ・国、県、市が推進する生活排水対策への協力
- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「生活排水対策に関する基本方針」の遵守
- ・側溝または排水路等の清掃

#### ●流域関連公共下水道整備地域の市民

- ・流域関連公共下水道への早期接続

#### ●流域関連公共下水道未整備区域及び下水道計画区域外の市民

- ・発生負荷の削減対策
- ・浄化槽の設置および単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ・浄化槽の適正な維持管理

### (2) 事業者の責務

#### ●浄化槽工事業者および住宅建築の請負業者

- ・浄化槽設置者に対する浄化槽に関する情報の提供

#### ●すべての事業者（企業市民として）

- ・生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施
- ・市が推進する生活排水対策や水環境保全への協力

### (3) 市の責務

- ・生活排水に係る処理計画の策定
- ・衣浦東部流域下水道事業の計画的な推進
- ・浄化槽に対する補助事業の推進
- ・浄化槽の適正な維持管理の促進
- ・流域関連公共下水道が整備された地域における早期接続の促進
- ・廃食用油回収等による生活排水対策の推進
- ・工場や事業所に対する排水の適正管理指導
- ・河川の自然浄化能力の維持・回復を図るため、水生生物の生息できる環境整備の推進
- ・生活排水対策及び水環境保全に関する意識の高揚のための啓発
- ・生活排水対策及び水環境保全に関する情報の収集と提供

### 3. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

#### (1) 現況と課題

本市では、必要な情報の収集・整理、提供・PRとして、それぞれ以下に示す取り組みを行っています。

昨今の市民の環境への意識の高まり、環境問題の複雑化等に伴い、環境情報を迅速かつ的確に把握するとともに、誰もがいつでも利用できるように、整理・備蓄しておくことが必要です。そしてその情報を積極的に提供することが重要となっています。

また、社会・経済のしくみが複雑化し、市民、事業者、市それぞれが単独で取り組んでいてはなかなか効果が得られなくなっており、各主体が協働して生活排水対策や水環境保全に取り組んでいくことが不可欠となっています。

表 8-1 水環境の監視・観測の現況

項目	内容
水質調査	生活環境項目として、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全リン、全窒素について、市内の9地点(河川6地点、湖沼1地点、海域2地点)で水質調査を年12回行っています。
水生生物調査	油ヶ淵の生息魚類の種類組成を把握し、水質浄化対策資料及び生活排水対策の啓蒙啓発資材とするため、5年ごとに油ヶ淵水生生物調査を行っています。直近では平成25年度(夏季と秋季の2回)に実施されました。
油ヶ淵流域水環境モニタリング (主催:油ヶ淵水質浄化促進協議会)	市民ボランティアによる油ヶ淵流域のモニタリングを平成17年から実施しています。油ヶ淵流域では84地点(平成28年4月現在)において、透視度、水質簡易測定項目(COD、水温、色相)についての調査を行っています。
県・関係市町との連携	県及び油ヶ淵の流域4市(碧南市、安城市、西尾市、高浜市)で構成される油ヶ淵水質浄化促進協議会にて、水質監視を実施しています。また、県からは必要な事業に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市とは定期的な会議で情報交換を行っています。

表 8-2 情報の提供・PRの方法

項目	内容
広報・パンフレット	年24回発行の広報紙(広報へきなん)や回覧、パンフレットの配布を通して、生活排水対策に関わる情報提供・PRを行い、情報の共有化を図っています。
ホームページ	生活排水対策等の整備状況や水質調査の結果等を「環境の状況に関する報告書」にまとめ、碧南市ホームページに掲載し、情報の提供とともにPRしています。 また、モニタリングの概要や各月のデータを油ヶ淵水質浄化促進協議会ホームページにて、公表しています。

**(2) 今後の計画**

生活排水対策に関する必要な情報が適切に収集・整理され、市民、事業者と共有するために、現在の施策を充実させるとともに、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

情報の収集・整理については、今後、油ヶ淵流域水環境モニタリングへの参加を促進する他、市民参加によって、水生生物の調査だけでなく、他の河川水質調査指標も用いることを検討し、水質調査の実施を進めます。また、簡易測定資材による全市的、さらに流域市との連携による水質の把握にも努めます。

これまで、生活排水対策に関するアンケートを行い、市民の意向を調査してきましたが、今後も必要に応じて、市民の意識等の調査を行い、施策等に反映させていきます。

水環境保全のネットワークを市内のみならず、県や流域市、さらには同じ課題を持つ全国の市町村や研究機関に広げ、情報交換を積極的に行っていきます。

情報の提供・PRについては、市及び油ヶ淵水質浄化促進協議会の広報紙やホームページ等による情報提供を充実させるとともに、他の市政情報・環境情報も含め、いつでも誰でも簡単に情報を入手したり、学ぶことのできるシステムの構築を推進していきます。



写真 8-1 水生生物調査の様子

## 4. 生活排水対策の普及と活動への支援

### (1) 現況と課題

本市では、生活排水対策の普及・啓発事業として、廃食用油回収、河川環境美化を推進しています。また、生活排水クリーン推進員や女性団体等の協力を得るなど、これらの行動の普及・啓発活動を市民と協働で推進しています。

今日の生活排水の諸問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境問題について理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動を実践していくことが不可欠であることから、その活動のさらなる普及と支援が必要です。

表 8-3 普及・啓発事業の取り組み

項 目	内 容
エコクッキングに関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水切りネットの配布</li> <li>●エコクッキング教室の開催</li> </ul>
廃食用油回収モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃食用油の回収 碧南市女性団体連絡協議会から廃食用油回収の協力を得ています。</li> </ul>
市民参加による水辺環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●油ヶ淵浄化デー(内容:清掃活動、実施時期:毎年7月第4日曜日)</li> <li>●「春の一斉清掃」、「秋のクリンピー」(碧南市)と「川と海のクリーン大作戦」(国土交通省)による清掃活動</li> </ul>
講演活動・シンポジウム、施設見学会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●油ヶ淵水質浄化促進協議会によるイベント(アクション油ヶ淵など)</li> <li>●三河湾浄化の日(内容:啓発活動、実施時期:毎年7月第4水曜日)</li> </ul>
市民・市協働による環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活排水クリーン推進員の設置・育成 生活排水クリーン推進員を設置・育成し、流域ごとに生活排水対策の活動を進め、水環境への関心の喚起を促すとともに、情報の提供・PRを行っています。</li> <li>●生活排水対策実践活動(クリーン排水推進月間を重点期間とする) <ul style="list-style-type: none"> <li>・水切りネットの使用</li> <li>・食用油の流出防止</li> <li>・洗剤の適量使用</li> <li>・浄化槽の正しい維持管理</li> <li>・周辺側溝、排水路の清掃</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 今後の計画

生活排水対策について、市が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを市民一人ひとりに伝える努力をし、それらを知った市民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

活動の普及・支援として、生活排水クリーン推進員や環境ボランティアの育成及び活動の推進、河川美化活動やこどもエコクラブの活動等の住民活動の支援、また世代を問わず不可欠な環境教育・環境学習の推進に努めます。

市から市民、事業者への一方向の支援、施策の伝達ではなく、市民、事業者の活動への参加を促すためのコンセンサスの形成として、生活排水についての現状、市などの方針・施策等の市民・事業者への情報提供、さらに、方針・施策等に対する意見・提案の募集を行うなど、生活排水問題に取り組むための事業や施策への市民意見の反映の仕組みづくりに努めます。